

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】令和6年7月26日(2024.7.26)

【公開番号】特開2024-28304(P2024-28304A)
 【公開日】令和6年3月4日(2024.3.4)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-040
 【出願番号】特願2023-218179(P2023-218179)
 【国際特許分類】

G 0 7 G 1 / 1 2 (2 0 0 6 . 0 1)

G 0 7 G 1 / 0 1 (2 0 0 6 . 0 1)

G 0 6 Q 2 0 / 2 0 (2 0 1 2 . 0 1)

【 F I 】

G 0 7 G 1 / 1 2 3 2 1 L

G 0 7 G 1 / 0 1 3 0 1 D

G 0 7 G 1 / 1 2 3 3 1 H

G 0 6 Q 2 0 / 2 0

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年7月18日(2024.7.18)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

客の操作により買上商品の登録を受け付ける登録受付手段と、

設定された1つの支払い方法で前記買上商品の決済に必要な代金を受け付ける代金受付手段と、

30

支払い方法の変更指示を受け付ける変更受付手段と、

前記変更受付手段が前記変更指示を受け付けることなく、前記代金受付手段が前記代金を受け付けた場合に、その代金を基に前記1つの支払い方法で前記登録受付手段が登録を受け付けた買上商品を決済するための処理を行う第1の処理手段と、

前記代金受付手段が前記代金を受け付ける前に、前記変更受付手段が前記変更指示を受け付けた場合に、前記1つの支払い方法以外の支払い方法に対処するための処理を行う第2の処理手段と、
 を具備する決済装置。

【請求項2】

前記変更受付手段は、前記登録受付手段が前記買上商品の登録を受け付けた後で、前記代金受付手段が前記代金を受け付ける前に、前記変更指示を受け付ける、請求項1記載の決済装置。

40

【請求項3】

前記第2の処理手段は、前記1つの支払い方法以外の支払い方法に対処するための処理として、複数の支払い方法を利用可能な他の決済装置のなかから変更先となる決済装置を決定する処理を行う、請求項1記載の決済装置。

【請求項4】

前記第2の処理手段が行う処理は、前記変更先に決定された他の決済装置にユーザを案内する処理を含む、請求項3記載の決済装置。

【請求項5】

50

前記第2の処理手段が行う処理は、前記他の決済装置にユーザを案内してから一定時間が経過したことに応じて前記案内を終了する処理を含む、請求項4記載の決済装置。

【請求項6】

決済装置のコンピュータを、
客の操作により買上商品の登録を受け付ける登録受付手段、
設定された1つの支払い方法で前記買上商品の決済に必要な代金を受け付ける代金受付手段、

支払い方法の変更指示を受け付ける変更受付手段、
前記変更受付手段が前記変更指示を受け付けることなく、前記代金受付手段が前記代金を受け付けた場合に、その代金を基に前記1つの支払い方法で前記登録受付手段が登録を受け付けた買上商品を決済するための処理を行う第1の処理手段、及び、
前記代金受付手段が前記代金を受け付ける前に、前記変更受付手段が前記変更指示を受け付けた場合に、前記1つの支払い方法以外の支払い方法に対処するための処理を行う第2の処理手段、
として機能させるためのプログラム。

10

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【0007】

一実施形態において、決済装置は、登録受付手段と、代金受付手段と、変更受付手段と、第1の処理手段と、第2の処理手段とを備える。登録受付手段は、客の操作により買上商品の登録を受け付ける。代金受付手段は、設定された1つの支払い方法で買上商品の決済に必要な代金を受け付ける。変更受付手段は、支払い方法の変更指示を受け付ける。第1の処理手段は、変更受付手段が変更指示を受け付けることなく、代金受付手段が代金を受け付けた場合に、その代金を基に前記1つの支払い方法で登録受付手段が登録を受け付けた買上商品を決済するための処理を行う。第2の処理手段は、代金受付手段が代金を受け付ける前に、変更受付手段が変更指示を受け付けた場合に、前記1つの支払い方法以外の支払い方法に対処するための処理を行う。

30

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0169

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0169】

この他、本発明のいくつかの実施形態を説明したが、これらの実施形態は、例として提示したものであり、発明の範囲を限定することは意図していない。これら新規な実施形態は、その他の様々な形態で実施されることが可能であり、発明の要旨を逸脱しない範囲で、種々の省略、置き換え、変更を行うことができる。これら実施形態及びその変形は、発明の範囲に含まれるとともに、特許請求の範囲に記載された発明とその均等の範囲に含まれる。

40

なお、以下に本願の出願当初の特許請求の範囲の記載を付記する。

[C1]

商取引の決済に関わるデータを取得する取得手段と、
前記商取引の決済に必要な代金を、設定された1つの支払い方法で受け付ける代金受付手段と、

支払い方法の変更指示を受け付ける変更受付手段と、

前記変更受付手段が前記変更指示を受け付けることなく、前記代金受付手段が前記代金を受け付けた場合に、前記取得手段が取得したデータと前記代金受付手段が受け付けた前記

50

代金とに基づき前記商取引を決済するための処理を行う第 1 の処理手段と、
前記代金受付手段が前記代金を受け付ける前に、前記変更受付手段が前記変更指示を受け
付けた場合に、前記 1 つの支払い方法以外の支払い方法に対処するための処理を行う第 2
の処理手段と、
を具備する決済装置。

[C 2]

前記第 2 の処理手段は、前記 1 つの支払い方法以外の支払い方法に対処するための処理と
して、複数の支払い方法の中から利用する支払い方法を選択するための入力を受け付ける
処理を行う、[C 1] 記載の決済装置。

[C 3]

前記第 2 の処理手段は、前記 1 つの支払い方法以外の支払い方法に対処するための処理と
して、複数の支払い方法を利用可能な他の決済装置で前記商取引を決済するための処理が
行われるように前記取得手段が取得したデータを前記他の決済装置へと出力する処理を行
う、[C 1] 記載の決済装置。

[C 4]

前記第 2 の処理手段が行う処理は、前記取得手段が取得したデータを出力した前記他の決
済装置をユーザに案内する処理を含む、[C 3] 記載の決済装置。

[C 5]

前記第 2 の処理手段が行う処理は、前記他の決済装置で前記データに対する決済のための
処理が開始されたことに応じて前記案内を終了する処理を含む、[C 4] 記載の決済装置

。

[C 6]

決済装置のコンピュータに、
商取引の決済に関わるデータを取得する機能、
前記商取引の決済に必要な代金を、設定された 1 つの支払い方法で受け付ける機能、 支
払い方法の変更指示を受け付ける機能、
前記変更指示を受け付けることなく、前記代金を受け付けた場合に、前記取得したデー
タに基づき前記商取引を決済するための処理を行う機能、及び、
前記代金を受け付ける前に、前記変更指示を受け付けた場合に、前記 1 つの支払い方法以
外の支払い方法に対処するための処理を行う機能、
を実現させるためのプログラム。

10

20

30

40

50